

記者発表（資料配付）				
月／日 （曜日）	担当部署	TEL	発表者名	その他の配布先
6/26 （金）	産業労働部産業振興局 経営商業課	078-362-3313	経営商業課長 木村 晶子 （経営支援班長 田中 康資）	

休業要請事業者経営継続支援金の受付期間延長等について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業要請等（5月6日までのもの）に応じた事業者に対する休業要請事業者経営継続支援金については、6月30日を受付期限としていましたが、現在も専用相談ダイヤルに申請の問合せが多数寄せられていることから、受付期限を7月7日（火）＜当日消印有効＞まで一週間延長します。

＜経営継続支援金のよくあるお問い合わせと回答＞

①学習塾などの教室を施設から年間使用承諾書を得て運営しています。支援金の支給対象になりますか？

施設を所有又は管理する者との間に、年間使用承諾書や協定、委託契約などにより、一定期間、定期的に当該施設の全部または一部を使用して事業を営んでいる場合で、かつ、施設の使用を停止することができる事業者の方であれば対象となります。（継続的な使用権があれば、毎日連続でない教室をしている場合も対象です。）

②人格のない社団ですが、支援金の支給対象になりますか？

支給要件を満たす団体には、原則として個人事業主の区分で支給していますが、(1)団体運営に関する取り決め（規約等）があり、(2)それに従って運営されている実態があり、(3)法人税の確定申告が確認できる団体については、中小法人の区分で支給します。

③5月7日以降の休業要請等の延長について支援金の追加支給があると聞いたのですが、いつから募集ですか？

5月7日以降の休業要請等の延長に応じた事業者への支援金の追加支給については、5月6日までの休業要請等に応じて支援金を支給された事業者を対象とします。7月中旬から、順次、対象事業者に対して事務局から申請書を送付しますので、お待ちください。

【参考】追加支給の内容

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊戯施設、博物館等	なし	中小法人 30万円 個人事業主 15万円
学習塾等、商業施設（生活必需物資・生活必需サービス以外）	床面積 100㎡超	
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	中小法人 10万円 個人事業主 5万円
飲食店等食事提供施設	夜 20 時～朝 5 時営業休止 酒類提供は夜 19 時～朝 5 時休止	

※1 このほかのよくある質問と回答は、県ホームページに掲載しています。

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>

※2 ご不明な点は、専用相談ダイヤル（078-361-2281）まで。

午前9時から午後5時（土日祝日を含む毎日）